

電源開発株式会社及び住友商事株式会社「(仮称)西海洋上風力発電事業  
に係る環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和3年4月12日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)西海洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書について、電源開発株式会社及び住友商事株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、長崎県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：長崎県西海市江島の沖合  
原動力の種類：風力(洋上)  
出力：最大392,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 元年 8月19日
環境大臣意見受理	令和 元年10月25日
経済産業大臣意見発出	令和 元年11月11日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 2年 8月27日
住民意見の概要等受理	令和 2年12月25日
長崎県知事意見受理	令和 3年 3月19日
経済産業大臣勧告発出	令和 3年 4月12日

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内、野田  
電話03-3501-1742(直通)

電源開発株式会社及び住友商事株式会社「(仮称)西海洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 事業実施区域周辺は、鳥類が行き交う海域であり、哺乳類（コウモリ類）も確認される可能性があるため、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等が懸念されることから、先行事例の調査や専門家等からの助言を踏まえた適切な調査、予測及び評価を行い、鳥類・哺乳類への影響を回避又は極力低減すること。
2. 希少猛禽類の調査については、ミサゴやハヤブサが対象事業実施区域及びその周辺の浅瀬や岩礁において採餌する可能性も考慮して、専門家等からの助言も踏まえた適切な調査、予測及び評価を行うこと。
3. 風車の稼働による海生生物へ与える影響について、専門家等からの助言も踏まえた適切な調査、予測及び評価を行うこと。
4. 世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の遺産影響評価の実施に当たっては、引き続き国や県、関係市町と協議するとともに、必要に応じ、専門家等からの助言を受けて行うこと。

(長崎県知事からの意見書の写しを添付)